

事業名	区分	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	市長が別に定める事項
スマート農業推進事業	①実証試験支援	スマート農業技術の活用を目的とし、農業者を構成員とする次のいずれかに該当するもの ・コンソーシアム ・協議会 ・生産者組織	スマート農業に係る実証試験(市長が別に定める)で、次に掲げる経費とする。  報償費(謝金)、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、委託料、発送費、使用料及び借上げ料、原材料費、備品費、負担金、その他市長が必要と認めるもの。	補助対象経費の10分の10以内。ただし、1,000千円を上限とする。	1 国のスマート農業実証プロジェクトを補完する実証試験 2 中山間地域におけるスマート農業を活用した省力化農業の実証試験 3 スマート農業と環境にやさしい農業を組み合わせた技術の実証試験
	②機械・設備整備費支援	次のいずれかに該当するもの ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・人・農地プランに位置付けられた中心経営体 ・地域計画に位置付けられた者又は、位置付けられることが確実であると認められる者 ・島根県農業協同組合 ・生産者組織 ・農業者を中心とした新技術の活用を目的とした組織	国のスマート農業実証プロジェクト等で実証したスマート農業機械・設備(市長が別に定める)に係るもので、次に掲げる経費とする。  機械購入費、設備整備費及びリース料。ただし、合計が300千円以上であること。	補助対象経費の2分の1以内。ただし、2,000千円を上限とする。	
環境にやさしい農業推進事業	①調査・研究活動支援	環境にやさしい農業の推進を目的とし、農業者を構成員とする次のいずれかに該当するもの ・コンソーシアム ・協議会 ・生産者組織	環境にやさしい農業に係る調査・研究活動で、次に掲げる経費とする。  報償費(謝金)、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、委託料、発送費、使用料及び借上げ料、原材料費、備品費、負担金、その他市長が必要と認めるもの。	補助対象経費の10分の10以内。ただし、1,000千円を上限とする。	
	②機械・設備整備費支援	次のいずれかに該当し、環境にやさしい農業の推進をはかるもの ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・人・農地プランに位置付けられた中心経営体 ・地域計画に位置付けられた者又は、位置付けられることが確実であると認められる者 ・生産者組織	環境にやさしい農業に必要な機械購入費、設備費(市長が別に定める)。ただし、合計が300千円以上であること。	補助対象経費の2分の1以内。ただし、1,000千円を上限とする。	
	③希少生物の保護促進取組支援	トキをはじめとする希少生物の保護に資する水田管理等の推進を図る者	トキをはじめとする希少生物の保護を促進すると認められる取組に係る経費	補助対象経費の10分の10以内。ただし、200千円を上限とする。	
GAP認証取得支援事業	-	美味しなね認証、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの新規取得に取り組む者(新規品目の認証及び団体認証の拡大を含む。)	(1)残留農薬の分析・調査費用 (2)土壌の分析・調査費用 (3)水質の分析・調査費用 (4)施設改修資材(農業保管庫等) (5)生産管理システム使用料 なお、はじめに補助金の交付決定を受けた年度の翌々年度まで申請できるものとする。	(1)補助対象経費の10分の10以内。ただし、1経営体あたり50千円を上限とする。 (2)補助対象経費の10分の10以内。ただし、1経営体あたり5千円を上限とする。 (3)補助対象経費の10分の10以内。ただし、1経営体あたり10千円を上限とする。 (4)補助対象経費の3分の2以内。ただし、1経営体あたり50千円を上限とする。 (5)補助対象経費の3分の2以内。ただし、1経営体あたり100千円を上限とする。	
チャレンジ品目生産支援事業	①調査・研究活動支援	今後、普及が期待される品目(市内での共同出荷・販売体制ができていない品目等)の栽培に取り組む農業者で、実効性のある生産・販売計画を有する者	自己による当該品目の栽培実績があり、今後、生産拡大等に必要となる次の経費  (1)栽培に関する調査、試験、研究等に必要経費(機械・施設のリース費用を含む。)。ただし、合計が100千円以上であること。 (2)生産、出荷調整及び加工に必要な機械購入費・設備整備費(2a以上での栽培が確実である場合に限る。)。ただし、200千円以上であること。	(1)補助対象経費の2分の1以内。ただし、旅費に係る補助金は50千円を上限とし、合計250千円を上限とする。 (2)補助対象経費の3分の1以内。ただし、333千円を上限とする。	
	②機械・設備整備費支援				
中山間地域除草作業省力化支援事業	①作業省力化支援	中山間地域において水田農業を行う営農組織	(1)除草作業を省力化するために行う農地法面等への芝の吹付委託、植栽等に要する経費  (2)農地法面等の除草作業を省力化すると認められる除草用機械(自走式、無線式及びトラクター等取付用アタッチメントに限る。)の導入経費	(1)補助対象経費の2分の1以内。  (2)補助対象経費の2分の1以内。ただし、1,500千円を上限とする。	
	②機械導入支援				
中山間地域農業課題解決メソッド提案事業	①課題解決活動支援	次のいずれかに該当するもの ・中山間地域の営農組織 ・中山間地域において農業者を構成員に含み、地域農業の課題解決に向けた取り組みを行う組織	次に掲げる経費で、地域農業の課題を解決し、農村社会の維持や地域農業の発展につながる取組に必要と市長が認めるもの。ただし、合計が200千円以上であること。  (1)報償費(謝金)、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、委託料、発送費、使用料及び借上げ料、原材料費、負担金、その他市長が必要と認めるもの (2)機械購入費及び施設整備費	(1)補助対象経費の2分の1以内。ただし、旅費に係る補助金は50千円を上限とする。  (2)補助対象経費の2分の1以内。ただし、(1)と合わせ1,500千円を上限とする。	
	②機械・設備整備費支援				
中山間地域農村環境保全活動支援事業	-	中山間地域農村環境の保全や活性化を目的とし、農業者を構成員とする次のいずれかに該当するもの ・コンソーシアム ・協議会 ・生産者組織	中山間地域の作業省力化・粗放の農地利用等の農村環境の保全・活性化に係る調査・研究活動で、次に掲げる経費とする。  報償費(謝金)、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、委託料、発送費、使用料及び借上げ料、原材料費、備品費、負担金、その他市長が必要と認めるもの。	補助対象経費の10分の10以内。ただし、500千円を上限とする。	
遊休農地利活用事業	-	地域農業再生協議会	農業振興地域内の遊休農地の利活用(耕地としての利用及び景観の改善)に係ると認められる経費(抜根・草刈り等に要する経費、支障物件(ハウス等の既存施設・設備)撤去に要する経費、排水改良に係る経費等)	農業用機械や草刈機等を使って再生可能な農地:100千円/10a以内。  長年にわたって耕作・管理がされていないため、低木等が生育している農地、又は構築物(廃ハウス等)の撤去が必要であると認められる農地:150千円/10a以内。	
新規就農支援事業	①賃借料支援	経営を開始している認定新規就農者で、市内において経営基盤(圃場等)を持たない者	(1)圃場(ハウス含む)の賃借料 (2)機械・施設の賃借料 なお、はじめに補助金の交付決定を受けた年度の翌々年度まで申請できるものとする。	(1)(2)補助対象経費の10分の10以内。ただし、各々100千円を上限とする。	
	②雇用経費支援	自営就農を目指す者を雇用し、かつ島根県の次代を担う農業経営者育成協定を締結していること若しくは締結することが確実であり、雇用就農資金(雇用就農者育成・独立支援タイプ)の採択を受けた農業法人等	人件費、社会保険料等 なお、はじめに補助金の交付決定を受けた月から起算して、24月まで申請できるものとする。	対象となる雇用者1人あたり月額5万円(定額)	
労働力確保推進事業	①調査・研究活動支援	労働力確保の推進を目的とし、農業者を構成員とする次のいずれかに該当するもの ・コンソーシアム ・協議会 ・生産者組織	担い手の労働力確保に係る調査・研究活動で、次に掲げる経費とする。  報償費(謝金)、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、委託料、発送費、使用料及び借上げ料、原材料費、備品費、負担金、その他市長が必要と認めるもの。	補助対象経費の10分の10以内。ただし、500千円を上限とする。	
	②-1研修・実習支援	次のいずれかに該当するもの ・農福連携による作業従事者を派遣する事業所を営む者 ・農福連携により作業従事者を受入れる農業者	(1)農福連携による作業従事者及び指導員の研修・実習等に係る経費  (2)農福連携による作業に必要な道具等の購入に係る経費。ただし、当該年度に実施する農福連携に係る作業に必要なものに限る。	(1)補助対象経費の10分の10以内。ただし、1事業所につき50千円を上限とする。  (2)補助対象経費の2分の1以内。ただし、1事業所あたり50千円を上限とする。	
	②-2作業活動支援				